

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県みどり市笠懸町西鹿田1003-1
氏 名 豊丸総合産業有限会社
代表取締役 馬 智穰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和3年6月4日

大泉町長 村山 俊明



記

1 許可の有効期間

令和3年7月4日から令和5年7月3日まで

2 一般廃棄物の種別 可燃ごみ 不燃ごみ

3 事業の範囲 収集及び運搬
大泉町内

4 許可条件

- (1) 可燃性ごみは、太田市外三町クリーンプラザに搬入すること。
- (2) 不燃性ごみは、太田市外三町リサイクルプラザに搬入すること。
- (3) 法令、町条例等を遵守すること。